

熊本市立田底小学校いじめ防止基本方針（概要）

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止等の対策は、

いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解し、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、また、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者が連携していじめの問題を克服することを目指します。

(2) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」といじめ防止対策推進法では定義されています。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかす、からかい、悪口など
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・暴力を受ける
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・いやなことなどをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯等による誹謗中傷
- 等

(3) いじめの理解

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。
- ② いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすると「暴力を伴ういじめ」と同じです。
- ③ いじめる側、いじめられる側という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造からの問題、周りではやし立てる「観衆」や見て見ぬ振りをする「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

2 学校の基本方針の内容

- (1) 本校の基本方針は、本校の基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、これまでのいじめ対策の蓄積を生
- (2) 本校の基本方針に沿った対策を実現するためには、学校・地域社会に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめ問題への正しい理解を広めるとともに、子どもを細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力向上などを図り、その実現状況や取組の実施状況について、継続的に検証します。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめの問題を根本的に克服するためには、未然に防止することが重要です。

そのため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ということを行動として身に付けさせ、心の通う人間関係を築くことができる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくり上げる取組が必要です。

(2) いじめの早期発見

全ての大人が連携し、児童のささいな変化であっても、軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要です。

学校は、教育委員会と連携し、アンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整備することが重要です。

(3) いじめへの対処

いじめを確認した場合、いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、いじめ

たとされる児童に対しては、事実確認を行った上で適切に指導するなど、組織的な対応とそのため体制整備が必要です。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域が連携・協力した対策の推進が必要です。

(5) 関係機関との連携

対応が困難な場合、関係機関（警察、児童相談所、等）との連携が必要です。そのため、学校や教育委員会と関係機関の担当者による連絡会議を開催するなど情報共有体制を構築しておく必要があります。

4 いじめ防止等対策委員会の設置

学校は、法22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「田底小学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

5 学校における取組

(1) いじめの防止のための取組

- ① いじめについての共通理解
- ② いじめに向かわせない態度・能力の育成
- ③ いじめが起きにくい集団の育成
- ④ 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- ② 「いじめのチェックリスト(保護者用、教職員用、学級担任用)」の定期的な実施
- ③ 校内の相談体制の確立
- ④ 外部相談窓口の周知
- ⑤ 日常的な児童理解の推進
- ⑥ 心身の健康観察の徹底
- ⑦ 職員の連携体制の徹底
- ⑧ 定期的な情報交換の実施

(3) いじめに対する処置

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
- ② いじめの事実確認と報告
- ③ いじめられた児童及びその保護者への支援といじめた児童への指導
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
- ⑤ ネット上のいじめへの対応

(4) 教育相談体制

毎月初めに「なかよしデー」のアンケートを取り、教育相談を設定する。」

(5) 児童生徒が主体となる取組

- ① ふれあいタイム
- ② 人権集会

(6) 研修

いじめをはじめとする生徒指導場の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが重要です。

(7) 地域や家庭との連携

家庭、地域と子どもの様子について情報交換を行ったり、場合によっては家庭訪問等により的確な情報をつかむことが大切です。

(8) 関係機関との連携

地域（田底校区自治協議会等）での情報交換や幼・保・中との情報交換と共通理解

(9) 重大事態への対応

速やかに教育委員会に報告するとともに必要な対処を行います。

また、必要な調査を行い結果を教育委員会、市長へ報告

6 取組の評価等について

学校評価において「いじめや問題への対応」を自己評価し、見直しや改善を加えていきます。